

平成20年度 国立大学法人熊本大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1) 学生定員

熊本大学の平成20年度の学生収容定員は、別表のとおりとする。

2) 学士課程(教養教育)

枠内に、中期計画を記載(以下同じ。)

現代社会を深く理解できる教養、国際的対話力、情報化への対応能力及び主体的な課題探求能力を涵養する。

「21世紀熊本大学教養教育プログラム」に基づくカリキュラムを実施し、厳格で一貫した成績評価を行うとともに、教育会議の下で教養教育改革ワーキンググループが今後の教養教育の在り方等について検討を行う。

3) 学士課程(専門教育)

教養教育との有機的連携を図り、専門知識・技術・技能による課題発見と解決能力の修得を目指すカリキュラムを実施し、社会に貢献できる質の高い専門知識と能力を修得させる。

授業改善アンケート等を通じて、専門教育の教育成果を検証し、カリキュラムの改善を図る。また、平成18年度以降に新カリキュラムを実施した学部においては、その実効性を検証する。

学部教育と大学院教育との有機的連携の下で大学院への進学を拡充する。

理学部及び工学部においては、自然科学研究科との有機的連携を図るため、カリキュラムの改善を検討する。

4) 大学院(修士課程)

専門教育と大学院教育とを有機的に連携させた一貫性のある教育プログラムを整備し、人間と自然への深い洞察に基づく総合的判断力と国際的に通用する高度の専門知識と課題解決能力を修得させる。

薬学教育部においては、既存の教育プログラムに加えて、平成18年度に新設したDDS(ドラッグ・デリバリー・システム)教育コースをDDSスペシャリストコースに改編するとともに、バイオフィーマコース及びメディシナルケミストリーコースを新設する。

教育学研究科においては、教育現場に求められる実践的資質・能力の高い教員を養成する大学院への改組を検討する。

5) 大学院(博士課程)

社会文化科学研究科：高度な理論知識及び幅広い総合的視野をもって、自立して研究を遂行し得る能力並びに実践的・政策的課題の解決に貢献し得る能力を修得させる。

平成20年度に改組した社会文化科学研究科において、新カリキュラムを実施する。また、英語教育の方法論の充実を図るとともに、国際的に通用する教育プログラムを検討する。

自然科学研究科：幅広い分野にわたる創造性豊かな実践的応用能力及び総合的・国際的視野を持つ研究能力を修得させる。

「プロジェクトゼミナール」及び先端科学特別講義の充実を図るとともに、平成19年度に採択された「大学院教育改革支援プログラム」(GP)による「大学院科学技術教育の全面英語化計画」を順次実施する。

医学教育部及び薬学教育部：医学及び薬学に関する高度な知識と研究能力、生命と医療に関する倫理観並びに先進的医療を構築・実践できる洞察力と技量を修得させる。

平成20年度から4専攻を1専攻に改組した医学教育部においては、新カリキュラムを実施する。また、既存の「エイズ制圧をめざした研究者育成教育コース」に加えて、新たに「発生・再生医学研究者育成プログラム」、「代謝情報学エキスパート育成プログラム」、並びに「がんプロフェッショナル養成プログラム」を提供し、大学院教育の充実を図る。

薬学教育部においては、DDS教育コースを改編したDDSスペシャリストコースに加え、新たにバイオフィーマコース及びメディシナルケミストコースを設け、薬学部附属創薬研究センター及び育薬フロンティアセンターと連携して、大学院教育の充実を図る。

6) 専門職大学院(法科大学院)

社会における基礎的かつ普遍的なニーズ及び新しい法的ニーズに的確に対応できる能力を修得させる。

法科大学院認証評価の結果を踏まえて、授業内容及び授業方法について一層の改善を図る。

司法試験において、全国平均を上回る合格率を目指す。

理論と実務の架橋の一環として、新司法試験の問題及び解答の解析を行い、カリキュラムの充実を図る。

7) 職業観の涵養

職業観を涵養するため、キャリア教育として、職業選択に関係する授業科目を学士課程教育の中に開設する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生が自己の職業適性や将来計画について考える機会となるインターンシップを充実させる。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

8) 教育の成果・効果の検証

本学のカリキュラム、F D (Faculty Development)・授業評価、教育システム等について調査研究し、教育委員会において、実効ある具体的な検証システムを開発し持続的な検証を行う。

平成19年度の組織評価に基づく改善勧告を踏まえて、各学部等は、教育の成果等を検討し、教養教育及び専門教育の改革・改善に結びつける組織的な取組を行う。

学生アンケート調査等による授業評価を行い、教育の成果・効果を検証する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

卒業生や学外者（就職先）等へ教育に関する調査等を実施し、その結果を教育にフィードバックして、更なる改善を図る。

平成19年度に実施した「卒業生に対する教育成果に関する調査」及び「就職先に対する教育成果に関する調査」の分析結果を踏まえ、教育内容や教育方法の改善を図る。

T O E I C等の外部試験を用いた教育成果の検証を、可能な分野から採用する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

技術者教育をはじめとする専門職業教育の分野において、可能な分野から、J A B E E等のアクレディテーション（適格認定）システムの活用を図り、教育の成果・効果の検証に活用する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

（2）教育内容等に関する目標を達成するための措置

1）アドミッション・ポリシー

アドミッション・ポリシーを大学の広報誌・ホームページなどを通じて広報し、高等学校・企業・地域社会などへの周知徹底を図る。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

アドミッション・ポリシーに応じた学生の受入れや社会人、留学生など幅広い人材の積極的な受入れのため、推薦入試を含め入学者選抜方法の改善について検討し、必要な改善策を講じる。

引き続き、推薦入試を含め入学者選抜方法の改善について検討する。

大学の教育研究の実態を高校生へ周知するため、体験入学、オープンキャンパス、学部説明会などの充実に努めるとともに、高大連携を推進する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 学士課程

新しいカリキュラムの基本的枠組みを示した「21世紀熊本大学教養教育プログラム」に明示された新たな教育目標を基にカリキュラムを編成し、実施する。

教育会議の下で教養教育改革ワーキンググループにおいて、一貫性のある学士教育の充実に向けて、今後の教養教育の在り方等について検討する。

英語によるコミュニケーション能力の重要性に鑑み、英語での討論・プレゼンテーションの基礎能力を育成するため、CALL(Computer Assisted Language Learning)教育を充実させるとともに、指導体制と評価方法の改善を進める。

「語彙サイズの判定に基づく英語学力診断」の平成19年度の試行と検証を踏まえて、語彙以外の領域における学力診断テストを試行する。併せて、これまでの英語運用能力のコンピテンシーマップとそれに基づく学力診断やCALL教育等の指導方法について改善し、更なる充実を図る。

急速な情報化に対応できるように、主体的に情報を収集・分析・判断・創作・発信する能力とともに、情報モラルや、情報機器及び情報通信ネットワークの機能に関する基本的知識や能力の育成を図るために、情報関係科目を充実させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

少人数クラスの基礎セミナーを中心とする転換教育を充実させる。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

入学者の多様化に応じた教育を円滑に行うため、数学・理科などの自然科学についての補習教育を充実させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

国内外の大学との単位互換の枠を拡大する。

国内については、放送大学との共同研究プロジェクトを継続するとともに、受講学生から意見を聴取し、次年度以降の授業設定等に活用する。国外については、交換留学の機会拡大のために学生交流協定校の増加に努め、単位互換の枠を拡大するとともに、学生にとって魅力のある留学プログラムを検討する。

各学部の教育目標に応じた教育プログラムの研究開発を進める。

法学部においては、新カリキュラムを実施し、文学部、教育学部及び医学部保健学科においては、引き続き、カリキュラムの見直しを進める。理学部、薬学部及び工学部においては、カリキュラムの実効性の検証を継続し、改善を図る。

高学年において卒業研究以外の授業でも、プロジェクトベースト・ラーニング（課題設定・解決型学習）の導入を推進する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

3) 大学院修士課程と博士課程

修士課程と博士課程との関連に配慮しつつ、各研究科の目的に照らして、教育課程の改善を進める。

薬学教育部においては、新4年制学科（創薬・生命薬科学科）、並びに新6年制学科（薬学科）に接続する博士前期課程及び博士後期課程の設置を検討する。

保健学教育部においては、平成20年度に新設の修士課程で大学院教育を開始するとともに、博士課程（後期）の設置を検討する。

医学教育部修士課程においては、博士課程への進学増を視野に入れた新カリキュラムを実施する。

課題探求能力の涵養を目指すカリキュラムとして、プロジェクトベースト・ラーニング、フィールドワーク、プロジェクト研究などを充実する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

国際的教育を促進するため、英語による講義を拡充する。また、国際会議・シンポジウムなどへの学生の出席や発表を奨励し、単位化を図る。

「熊本大学国際奨学事業」を実施して、学生の留学や国際学会への出席などを奨励するとともに、自然科学研究科、医学教育部及び薬学教育部においては、国際学会における発表について単位認定を行う。

4) 法科大学院

プロセスとしての法曹養成を実現するため、毎回の授業目標を明確化し、その目標達成の積み重ねを確認するなど、段階的・系統的な教育を実施する。

前年度までの授業を見直し、新しい判例や学説に対応できるように、授業計画を改善する。

実践的能力習得のため、リーガル・クリニックやエクスターンシップの充実を図る。

弁護士など実務家との協働体制を強化して、エクスターンシップやリーガル・クリニックの充実を図る。

5) 多様な教育方法

演習・実験・実習や共同制作のみならず、講義においても教員と学生との密接なコミュニケーションを図るため、双方向教育の改善を図る。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

シラバスに予習・復習のための方法や参考文献・教材などを明示するなどにより、予習・復習を前提とする授業を展開する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

インターンシップ・体験実習や地域社会で活躍中の社会人による特別講義などの体験型の授業を拡大する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

国際的視野と外国語能力を高めるため、交流協定校における学習を奨励する。

入学時のオリエンテーションにおいて、留学に関する情報提供を充実させるとともに、入学から半年後に留学説明会を実施し、海外の交流協定校における学習を奨励する。

教育効果を高めるため、T A (Teaching Assistant) 制度の運用を充実させる。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

情報機器・視聴覚機器を活用した e-learning システムなどの教育方法や教材の開発・運用を進める。

eラーニング推進機構を中心として、全学的に授業科目のオンライン化を推進し、オンライン化を終えた授業科目については、コンテンツの更なる質の向上・改善を図る。

教育方法の改善を図るため、F D 研修会・公開模擬授業・教員相互授業参観などのF D活動を強化拡充する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

6) 成績評価

それぞれの授業科目の教育目標をシラバスに明示し、目標の達成度によって厳格な成績評価を実施する制度の整備を進める。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

日常の継続的な学習活動を適正に評価するため、定期試験のみによる評価ではなく、レポートや小テストの実施や出席状況の管理などの多様な方法の組み合わせによる総合評価システムを拡大する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生に対するインセンティブ付与のため、卒業及び修了期における学部及び大学院教育の学業成績が特に優秀な学生の表彰や、成績優秀者に対する履

修制限の撤廃等による早期卒業が可能となる制度を充実させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1) 教育実施体制の強化

学長を議長とする教育審議会を設置し、大学教育の在り方に対する大綱を審議する。

平成17年度に完結した。

教育審議会の下に施策の具体化と実施を担う教育委員会等を設け、両者の機能分担により総合的で機動的な意思決定を行う。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学教育機能開発総合研究センターは、本学の教育目標を達成させるため、教育審議会、教育委員会、教養教育実施会議及び学部等と連携を図り、教育方法等に関する調査・研究・開発を行う。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 教養教育実施体制の強化

教養教育の実施を担う教養教育実施機構を中心に、全学協力体制を強化する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

3) 適切な教員の配置

教員の人事において、研究能力だけでなく教育能力をも考慮した選考を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教育・研究をグローバルに展開し、かつ、外国語及び異文化交流理解等のための教育環境を整備し充実するため、外国人教員の積極的な採用方針を検討し、促進する。

引き続き、有能な外国人教員の採用方針を検討し、これに基づき外国人教員の採用に努める。

教員組織とは別に教育プログラムを開発して運用する方式など、より効率的な教育を行えるシステムを各学部・研究科等で検討し、可能な部局から整備する。

平成20年度に改組した社会文化科学研究科において、高度専門職業人の養成を主目的とする教育コース(プロフェッショナル・スクール)と研究者等の養成を主目的とする教育コース(アカデミック・スクール)の新教育プログラムを実施する。

4) 総合情報環構想の推進

総合情報環構想における、学習支援、教育研究支援に関する次の計画を推進する。

教育研究、地域連携、大学運営等に関する情報（データ）の統合化・一元化

現有の業務システムの全データを取り込める「統合データ・アーカイブシステム（データベース）」の構築に取り組み、教育、研究、地域連携、大学運営等に関する情報の集約化を推進する。

共同利用情報端末室、遠隔授業等に対応した講義室・学習室等の整備

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

5) 図書館機能の充実

図書館機能の電子化を進めるとともに、図書館利用環境の整備を進める。

継続して、電子ジャーナル及びデータベースの安定提供を行うとともに、医学部図書講義棟の改築を踏まえ、医学系分館の充実を図る。

貴重書・古文書や文化遺産等の整理と電子的公開を促進する。

永青文庫「町在」目録の電子公開及び「覚帳」の目録整理を行うとともに、松井文庫第二期整備計画を策定し、整備作業を開始する。

学生のニーズを充足するよう学習教育用基本図書を充実させる。

最新の学生用図書の充実を図るため、平成19年度の試行を踏まえ、学生による選書システムを改善・実施する。

6) 教育活動の評価・改善

教育委員会の企画・実施委員会と評価・FD委員会との緊密な連携の下に、各学部等は恒常的に評価結果をカリキュラムや教育方法の改善につなげる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学教育機能開発総合研究センターは、学部と連携して、教育活動評価の方法や評価結果の有効活用等について調査・研究を行い、授業方法等の改善・向上を図る。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学評価企画・実施会議は、定期的に学部等の教育評価を行い、必要な勧告を行う。

平成19年度の組織評価に基づく改善勧告を踏まえた学部等の組織的な改善の取組とその達成状況について追跡調査を行う。

授業改善や授業方法に優れた教員を表彰し、これを個人の教育業績の評価

に加味する。

授業改善や授業方法に優れた教員の表彰等の制度を適正に運用して、表彰の拡大を目指す。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1) 学習支援体制の充実

クラス担任、チューター、TAに加えて、履修指導担当教員の配置、オフィスアワー等、各学部・研究科等に応じた学習相談や履修指導を強化する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学務情報システム(SOSEKI)の機能拡充に努め、自立的学習支援を推進する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各学部は、総合情報基盤センターとの連携により、教育用パソコン、遠隔学習システム(WebCT、e-learning)、全学無線LANシステムを拡充し、遠隔・対面講義や個人学習の環境整備に努める。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

空き時間の教室利用を容易にするなどの利便を図り、学生の自学・自習を推進する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 学生生活支援体制の充実

学生相談室を中心に、各種の相談窓口を体系的に整備する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生委員会において、学生の休・退学、留年、不登校の実態調査をきめ細かく実施し、学生の抱える問題に適切に対処する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

セクシュアル・ハラスメント防止対策のため、広報、講演会等をさらに充実させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学生寮、学生食堂、運動施設等の整備を図り、学生生活の質的改善に資する。

黒髪南キャンパスの学生食堂を改築して、食堂スペースの拡充を行い、サ

ービスと利便性の向上を図る。

3) 就職支援体制の充実

就職課を設置し、教員と事務職員が一体となった全学的就職支援を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

職業観を育成するため、低学年時より、全学的及び各学部において進路ガイダンス、講習会等を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

同窓会、OB等との連携により、企業訪問、企業説明会等を実施し、就職活動を支援する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

4) 経済的支援の推進

各種奨学金の応募を積極的に支援するとともに、授業料免除システムの活用により、経済的理由により修学が困難である優秀な学生を支援する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

5) 社会的能力の向上

体育会・文化部会及びその下にある各種サークル活動を支援する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

ボランティア活動をはじめとする学内外における学生の活動を奨励・支援する。

ボランティア活動を奨励するために、ボランティア講座を実施する。

大学の事業に学生を参加させる方策を検討し、可能な事業から実施する。

定例化した学生代表と学長との懇談会での意見を大学運営に活用するとともに、学生の公的組織を構築し、オープンキャンパスや新入生オリエンテーションなどの大学事業の企画・運営への参加を促進する。

6) 社会人学生、留学生に対する配慮

社会人学生が休日や夜間にも利用できる学習環境の整備に努めるとともに、在宅学習等の遠隔授業実施体制を拡充する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

留学生の宿舎確保に努めるとともに、熊本大学外国人留学生後援会による留学生支援の拡充を図る。

留学生用宿舎の増設に向けて具体的な施策を検討するとともに、国際交流

会館の運営に関して、改善に向けた施策を実施する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1) 世界水準の研究の推進

独創性の高い先導的研究を、次の2つの方針の下に推進する。
部局横断的又は特化された研究を「拠点形成研究」と位置付け、大学として重点的に推進する。

平成15年度採択分の終了に伴い、平成20年度からの新規課題の公募及び選定を行う。

発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センター、衝撃・極限環境研究センター及び沿岸域環境科学教育研究センターにおける研究を重点的に推進する。

引き続き、各センターの研究環境及び研究者が研究に専念できる体制を整備する。

教員の自由な発想に基づく基盤的研究を推進するため、各部局等において優秀な人材を確保する。

基盤的研究を推進するため、各部局等においてテニユア・トラック制度を活用して、優秀な人材の確保を検討する。

新領域開拓に挑戦する萌芽的研究を推進するため、若手研究者を積極的に採用するとともに、学長裁量経費を活用する。

特任教員システムの活用により、若手研究者の採用に努める。また、若手研究者の短期・長期海外研修制度（国際化推進プログラム・海外先進研究実践プログラム、又は本学の若手研究者派遣制度）を活用する。

得意分野の技術開発研究を推進するため、生命資源研究・支援センターを活用する。

関連部局等を対象として実施した活用状況調査等を踏まえ、生命資源研究・支援センターの活用促進策を検討し、可能なものから実施する。

産学連携につながる実用化研究を推進するため、地域共同研究センター、インキュベーション施設、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを活用する。

知的財産創生推進本部、地域共同研究センター、インキュベーション施設及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを一体的に運営するイノベーション推進機構を新設し、同機構を中心として実用化研究推進体制の整備・充実に努める。

世界水準の研究推進のための、競争的外部資金をより多く獲得する。

前年度までの実績の分析を基に、外部資金獲得増の方策を継続的に検討し、その確実な実施に努める。

2) 知的成果の社会への還元

知的成果を社会へ還元するため、受託研究や共同研究を積極的に行う。

受託研究や共同研究を積極的に行うため、知的財産創生推進本部、地域共同研究センター、インキュベーション施設及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを一体的に運営するイノベーション推進機構を新設し、同機構を中心として実用化研究推進体制の整備・充実を図る。

研究の成果を実用化に結びつけるため、産学マッチングファンド等による産学連携を推進する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

積極的に社会との連携を図るため、研究成果の技術移転、人材育成を行う。

イノベーション推進機構内に熊本TLOの活動拠点を置き、研究成果の技術移転・人材育成体制の充実を図る。

地域社会のニーズを的確に捉えつつ地域の課題等に対処するため、研究会等を実施する。

イノベーション推進機構内に、地域の課題等の窓口となる部門を設置し、産学官連携の研究会や交流会等を実施する。

3) 研究の水準・成果の公表・検証

個人の研究活動情報を提供するため、研究者総覧などのデータベースを常に更新して公表する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学全体及び各部局等の活動に関する情報をホームページで公表する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学として又は各部局においてシンポジウムなどを積極的に開催し、参加者からの意見を聴取する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学主催の知的財産公開シンポジウムなどを定期的で開催し、企業ニーズの情報収集を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1) 研究推進体制の確立

学長の下に設置する研究戦略会議において、大学として重点的に推進する拠点形成研究を選定する。

平成18年度までに中期計画を達成した。

研究戦略会議において策定された基本方針に基づき、研究推進本部において、拠点形成研究の進捗状況を点検する。

平成15年度採択分の終了に伴い、平成20年度からの新規課題の公募及び選定を行う。

各大学院における研究教育の活性化及び変革発展を先導するため、「大学院先導機構」を設置した。この「大学院先導機構」に研究戦略会議で選定した拠点形成研究を組み入れ、新しいCOE、新研究センター、新大学院専攻等の創出を推進する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 研究資源配分体制の構築

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究計画の実施に関し、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を計画し、実施する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各部局は、人材のより柔軟な運用を検討し、教員のより効果的な人材配置を実施する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

研究戦略会議は、部局横断的又は特化された研究に関し学内研究資金の確保と配分の基本方針を策定し、研究推進本部が具体的に計画し、実施する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、適切な研究資金の配分システムを構築する。

各部局において、研究資金配分システムの構築、重点配分可能な研究資金の確保、部局独自の研究資金配分システムの構築等に必要な諸施策を行う。

研究戦略会議は、研究設備等の基本方策を示し、研究推進本部において、重点研究のプロジェクト推進を図るための研究設備・研究環境の充実を図る。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

各部局は、世界水準の研究を推進するため、共通研究スペースに必要な設備を設置する。

各部局は、必要な研究支援施設、設備を整備する。

民間等研究員を積極的に受け入れ、民間等とのプロジェクトを実施するため、本学の共用スペースを積極的に活用する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施

に努める。

各部局レベルで、研究人員に応じたスペースが確保できるよう配分システムを構築する。

各部局は、研究人員に応じた研究スペースの確保に努め、適正な配分を実施する。

3) 研究支援センター等の充実

技術支援を推進するため、生命資源研究・支援センター等の設備等の整備を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

情報設備等の充実のため、総合情報基盤センターを核とした情報基盤の整備を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

学術情報基盤の活用のため、附属図書館の整備を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

4) 知的財産の創出・取得・管理・活用

知的財産創出のため、次の取組みを行う。

知的財産マネージャーが研究会に参加し、シーズ探索及び情報提供を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（起業化人材育成）、地域共同研究センター（応用的研究等）及びインキュベーション施設（実用化研究）を有機的に連携させ効果的に知的財産を創出する。

知的財産創生推進本部、地域共同研究センター、インキュベーション施設及びベンチャー・ビジネス・ラボラトリーを一体的に運営するイノベーション推進機構を新設し、同機構を中心として知的財産創出推進体制の整備・充実を図る。

知的財産の取得・管理を機能的に行うため、知的財産創生推進本部が中心となり、発明の届出・審査・出願・管理を行う。

イノベーション推進機構を新設し、知的財産の取得・管理体制の充実を図る。

知的財産の活用のため、熊本TLOと連携し効率的に研究成果の技術移転を行うとともに、大学発ベンチャー起業を推進する。

イノベーション推進機構内に熊本TLOの活動拠点を置き、研究成果の技術移転推進体制の充実を図る。

黒髪キャンパス、本荘キャンパス及び東京（港区芝浦）にそれぞれリエゾンオフィスを設置し、知的財産の創出、取得、管理、活用のワンストップサービスを行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

5) 研究活動の評価・質の向上

研究戦略会議・研究推進本部は、「拠点形成研究」を評価し、その後の支援の在り方に反映させる。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

個人及び組織の研究活動を向上させるため、第三者評価機関の評価結果に基づき、大学評価会議及び大学評価・企画実施会議が、研究活動の活性化のための改善策を提言する。

平成19年度の組織評価に基づく改善勧告を踏まえた学部等の組織的な改善の取組とその達成状況について追跡調査を行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1) 地域社会との連携

地域連携推進本部を中心とした地域社会との連携を推進する体制を整備するとともに、学内に地域連携の窓口を設置し、積極的な情報の収集及び発信を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

放送大学熊本学習センターの誘致を目指す。

平成17年度に完結した。

「熊本大学LINK構想」（熊本大学と熊本県（県庁、学校、企業等）の情報ネットワークを構築し、熊本大学の資源を地域に活用する構想）を活用して「教育（人材養成）」、「産業振興」、「地域課題解決」及び「環境保全」などの分野について具体的事業をコーディネートし、地方自治体と共同で実施する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 地域における教育の質の向上

初等・中等教育においてはユアフレンド事業、スーパーサイエンス事業等を支援する。

事業の主体である小学校、中学校、高等学校等との連携を密にし、前年度までの事業実績を評価しつつ、引き続き支援を行う。

生涯学習教育研究センターを中心として、公開講座及び社会人への授業開放を拡充する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

3) 産学官連携の推進

熊本TLO、JST(科学技術振興機構)及びRSP(地域研究開発拠点支援事業)など学外の諸機関等との連携を図り、起業・雇用の創出支援、技術相談、共同研究、技術移転を拡充する。

学外の諸機関等との連携及び技術移転等の拡充のため、イノベーション推進機構を新設し、産学官連携体制の充実を図る。

4) 国際交流の推進

国際共同研究プロジェクトを推進し、学術上の国際協力連携と研究者の人的交流に積極的に取り組む。

国際共同研究プロジェクトを推進するため、学内外の国際交流関連の研究助成制度について効果的な学内広報を行い、申請等の促進を図る。また、研究者の交流を推進するため、学術交流協定の拡大に努める。

大学の学術振興支援事業、外部寄附金等の支援を得て、国際会議、国際シンポジウム等を開催する。

平成19年度までに中期計画を達成した。学内の国際会議・国際シンポジウム開催支援事業を継続して、その確実な実施に努めるとともに、本学の国際水準の研究活動を広くアピールするために、インドネシアにおいて熊本大学海外フォーラムを開催する。

教職員の海外出張・研修を積極的に実施するとともに、客員研究員の受入れを拡充する。

若手研究者の海外派遣を支援するため、本学の「若手研究者海外派遣制度」を引き続き活用するとともに、教職員の海外における教育・研究活動、研修等を効果的に支援するために、上海オフィス等の海外拠点の整備を引き続き行う。また、外国人の研究員受入れを拡充するため、宿舍の整備等を行い、受入れ体制の充実を図る。

短期留学生プログラムの活用等による留学生受入体制の整備を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

海外留学を推進するため、協定校を増加させるとともに、海外留学オリエンテーションを実施する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

大学院生の国際会議等への参加を奨励する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

1) 医療サービスの向上

患者満足度を高めるため、ISO9001の認証に基づき医療の質的向上を図り、かつ、安全管理体制を点検・改善する。

引き続き、ISO9001及びISO15189に基づく点検・改善を推進し、更に、患者満足度を高め、医療の質の向上に努める。また、ISO9001に代わる外部認証評価として、日本医療機能評価機構の認証取得を目指す。

医療カウンセリング室（仮称）を設置し、医療行為に関連したメンタルヘルスを積極的に支援する。

地域医療連携センターを中心として、更なる患者相談体制の充実を図るとともに、保健センターと連携した教職員・学生に対する医療カウンセリング体制を強化する。

地域に必要とされる医療については、不採算部門であっても他の医療機関との連携を図り、その部門の運営を支援する。

社会的な問題となっている救急医療について、24時間受入れを可能とする診療体制を構築する。また、平成19年度に導入したモービルCCU（ドクターカー）の実効的な運用体制を整備する。

平成15年度から平成19年度に係る熊本県保健医療計画（第4次）を踏まえ、高度な救急医療を24時間体制で実施するため、「救命救急センター」の設置を目指す。

平成18年度に完結した。

附属病院が中心となって、地域医療における診療録の電子化と共有化を推進するドルフィンプロジェクトを積極的に支援する。

熊本県内の地域がん診療拠点病院との間で院内がん登録情報の交換を行うとともに、電子システムとテレビ会議を活用して、「がん診療研修」の運用支援を行う。また、X線フィルム情報を地域内のモデル病院との間で交換できる仕組みの開発に取り組むとともに、診療情報の共有化を図る次期地域連携システムの基本構想について検討する。

医療の質の向上を図るため、他大学や他病院との連携を図り、全ての医療従事者について研修を実施する。

都道府県がん診療連携拠点病院として、医師を対象にした研修事業を展開するため、「がん診療専門医プログラム（仮称）」を作成し、熊本県におけるがん診療専門医の育成を図る。

2) 先端医療の開発・導入、医療人育成

「総合臨床研修センター」がコーディネーターとして、関係学部、院内各診療科（部）、地域の臨床教育研修関連施設等と連携して、次の方策を通して良質な医療人を育成する。

医療人の教育研修については、これら機関や地域の関連医療機関等と連携して、卒前教育、卒後研修、生涯教育学習を推進する。

臨床シミュレーションシステムワーキンググループを中心に、臨床シミュレーションシステムを活用した臨床研修プログラムの開発を推進し、研修プログラムを実施する。また、厚生労働省の指針に沿った指導医講習会（ワークショップ）を開催する。

平成16年度から必修化される医師の卒後臨床研修、平成18年度からの歯科医師の卒後臨床研修の必修化へ対応するため、適切な研修プログラムの管理・運営を行う。

医師臨床研修制度の開始5年後の見直しに即応して、卒後臨床研修プログラムの改定を行う。

研修医の研修評価と初期臨床研修修了後のフォロー（専門診療科への移行、大学院への進学等）を適切に行う。

初期臨床研修修了後のフォローとして、修了時に研修医による症例発表会を開催し、研修の評価を行う。また、本院での3年目以降の後期研修に関して、説明会の開催等を行う。

薬剤部においては、実習体制の整備を行い、医学部及び薬学部の学生に対して、医薬品適正使用推進のための教育研修を実践するとともに、病院内の医療従事者に対して医薬品の安全管理に関する啓発活動・支援を拡充する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

感染免疫防御、移植再生医療、腫瘍医学、遺伝子診断・治療等の附属病院の重点研究領域については、本学研究拠点である発生医学研究センター、エイズ学研究センター、生命資源研究・支援センターなどとの共同研究プロジェクトに対する支援を図り、臨床応用への導入を推進する。

新興及び再興感染症の予防・治療に関する本学の共同研究プロジェクトを支援し、予防・治療薬の開発推進及び臨床応用を目指す。

重点研究領域の臨床応用への導入を推進するため、先導的なトランスレーショナルリサーチを行う「先端医療・技術支援センター」（仮称）の設置を目指す。

平成19年度に策定した「治験フロンティアセンター」構想を推進するため、CRC（治験コーディネーター）養成に係る実習体制及び治験事務部門の強化等、治験支援センターの機能充実を図る。また、先端医療支援センターの組織・体制強化を図り、センターに寄附講座を設置する等、先進的かつ重点的な研究の臨床応用に取り組む。

3) 経営の効率化

各診療科・各部門間の壁をなくし、臓器別診療体制を確立して、病院長のリーダーシップの下で、病院職員ポストを流動化し、病院経営上、効率的な人員配置、予算配分が可能な体制を構築する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

中期目標期間中について、病床稼働率86%以上を維持、クリニカルパスを拡充、平均在院日数を短縮(23日以内)し、経営の効率化を図る。

クリニカルパスの充実を図り、一般病床の平均在院日数18日以内を維持する。

附属病院の収入については、平成16年度収入予算を基礎として、経営改善係数2%を乗じた額の増収を図る。

平成20年度の経営改善計画に基づき、収支目標の達成を目指す。また、病院収支を分析し、平成21年度経営改善計画を策定する。

附属病院の機能を強化するため、東病棟の早期新営に向けて再開発計画を積極的に推進する。

平成18年度に完結した。

附属病院の情報網を整備し、電子カルテ整備、X線画像のフィルムレス化及び情報の共有化を図り、病院業務の効率化を推進する。

導入したX線画像のフィルムレスシステムが、より円滑に利用されるよう、病院情報システム上での情報共有化を図る仕組みの開発・充実を行う。

臨床検査技師、診療放射線技師、臨床工学技士等の診療支援業務の医療技術職員については、業務の効率化を推進するため、人員配置を見直し、集中管理する管理運営体制を構築する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1) 実践的教育の推進

学部・大学院と連携し、社会状況に対応した教育方法に改善するとともに、自然体験活動教育、IT教育等を充実する。

引き続き、それぞれの学校種毎に、社会状況等に即応して教育方法を改善し、実践する。

地域教育のレベルアップを図るため、研究発表会や講師派遣等により、公立学校等に対する先導的教育の情報提供や助言を行う。

引き続き、研究発表会の開催、講師派遣、学校視察者の受入れ等を行い、地域の公立学校等に対する先導的な教育支援を行う。

多様な児童・生徒を受け入れるため、学力、適性能力等を総合的な視点で

選考する方策を検討し、実施する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

社会の動向を踏まえ、1学級の児童・生徒定員35人の実現に向けて検討する。

これまでの少人数学級授業の試行結果などをまとめ、検討案を作成する。

2) 学校運営の充実

学校評議員など学外の意見を活用し、教育体制、支援体制に係る具体的方策を検討し、実施する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

資質の高い教員を確保するため、熊本県と教員の人事交流に関する協定を締結し、交流を促進する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

熊本県教育委員会と連携し、公立学校の初任者研修、10年経験者研修等を充実する。

引き続き、熊本県等との連携を推進し、公立学校等の研修に関する助言や講師派遣を行い、また、必要に応じて研修場所の提供等を行う。

3) 学部等との連携

学部・大学院における教員養成のカリキュラム改善や教育方法の開発を支援する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教育実習、教育現場の研究や観察等を充実させるとともに、学部教員と附属学校園の教員が連携し、学生に対する適切な教育現場を提供する。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1) 運営体制の確立

施策立案、執行、評価を行うシステムを整備するため、役員会を中心とした施策立案機能を構築する。

平成19年度に再構築した体制について、施策立案、執行、評価機能等について検証を行う。

学長の下に総合企画本部を設置し、教員と事務職員が一体となって企画・立案を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

円滑な大学運営に資するため、部局長等連絡調整会議を設置し、定期的に全学的な意見の集約及び調整を行う。

平成18年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2) 全学的会議体の整備

全学的会議体を「施策」、「教学」、「管理運営」に関するものに大別し、役割分担を明確にしつつ効果的な体制に再編・整備する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教員の負担軽減を図るため、全学的会議体の委員構成を見直す。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

全学的会議体の構成員は部局の運営組織の責任者とするなど、大学と部局との連携を強化する体制を構築する。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教員と事務職員との協力連携による一体的運営を図るため、大学・部局の会議体に関係の事務職員を構成員として加える。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

3) 部局運営体制の整備

部局長を中心とした部局運営体制を強化するため、副部局長を設置し、活用する。

前年度の検討結果を踏まえ、部局運営体制の強化を図るため、平成20年度から副部局長を設置する。

効率的な部局運営を行うため、教授会の審議事項を精選するとともに、代議員会を活用する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

効率的な部局運営を行うため、全学的会議体の整備を考慮しつつ部局会議体を再編する。

平成17年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

4) 学内資源の配分

学長の下に設置する企画会議、研究戦略会議を活用し、全学的な視点から

重点的に資源配分を行う。

効率的・合理的に大学運営が行われるように、学内予算を適正に編成していく。併せて、次期中期目標・計画に向けて、より効率的な配分の在り方を検討する。

改修予定の文法学部本館及び教育学部本館において、共用スペース確保のための検討を行う。保健学科D棟、本荘地区共用棟、旧生涯学習教育研究センター、旧政策創造研究センター等を全学共用スペースとして確保し、重点的な配分を行う。

全学留保定員の運用計画、並びに学長裁量の人件費枠配置計画に基づき、重点的な人的資源配分を行う。

5) 学外者の任用

法人運営上、専門知識・経験を要する職務等への学外の有識者・専門家の任用を進める。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

6) 内部監査機能の充実

内部監査機能の充実を図るため、監査に関する研修を実施するとともに、監事及び会計監査人の指導の下、監査基準等の見直し・整備を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

学長の下に設置する企画会議を中心に教育研究組織の見直しを行い、必要に応じ学部・研究科・学科・専攻等の再編を行う。

教育研究組織について、総合企画会議において必要に応じて検討し、学部・研究科・学科・専攻等の見直しを行う。

大学院を、生命科学系大学院、自然科学系大学院、人文社会科学系大学院に整備する。

人文社会科学系大学院の再編・整備方針に基づき改組した社会文化科学研究科（文学研究科・法学研究科・社会文化科学研究科の再編・統合）の充実を図る。

研究組織（研究部）と教育組織（教育部）の分離による柔軟な教育研究体制の導入を図る。

大学院保健学教育部保健学専攻（修士課程）の設置に伴い、同教育部の博士課程設置構想（平成22年度）を視野に入れ、博士課程設置後においては、研究組織（医学部保健学科）を大学院医学薬学研究部への移行等、教育組織と研究組織の分離を図ることを、引き続き検討する。

医学教育部保健学専攻の設置を検討し、整備する。

保健学教育部保健学専攻（修士課程）の平成20年度設置を踏まえて、保健学教育部保健学専攻（博士課程）の設置に向けて検討を行う。

教員養成機能の充実を図るため、隣接県の教員養成系学部との再編・統合を視野に入れつつ教育研究組織の見直しを行う。

教育現場に求められる実践的資質・能力の高い教員を養成する新カリキュラムの編成、並びにその実施に効果的な教育組織の構築に向けて、教育学研究科及び教育学部の改組を検討する。

主として研究を目的とする学内共同教育研究施設については時限的な組織とし、研究の動向等を踏まえつつ必要な見直しを行う。

引き続き、学内共同教育研究施設における研究の動向等を踏まえ、地域共同研究センター等の再編を検討するとともに、学内共同教育研究施設全体の再編案を策定する。

発生医学研究センター等、COE性の高い学内共同教育研究施設については、附置研究所への転換を図る。

発生医学研究センターについては、附置研究所への転換に向けて引き続き概算要求を行う。

医学部附属病院の位置付けの見直しを行う。

「病院の位置付けと病院長選考に関する検討ワーキンググループ」において、大学として病院の経営支援に関与する仕組みについて検討を進める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1) 適切な人員管理

新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。

全学留保定員の運用計画、並びに学長裁量の人件費枠配置計画に基づき、計画的・効率的な教職員の配置を行う。

教育、研究、社会貢献について戦略的な人事を行うため、教員定員の一定数を全学的に確保・運用する。

引き続き、留保定員確保計画を確実に実施することにより、教員定員の一定数を全学的に確保し、全学留保定員の運用計画に基づき、戦略的な人事を行う。

2) 人件費削減への取組

「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度の常勤役員報酬（基本給、諸手当）及び常勤職員給与（基本給、諸手当、超過勤務手当）に係る人件費予算相当額について、平成21年度までに概ね4%の削減を図る。

引き続き概ね1%の削減を図る。

3) 多様な人事制度の構築

外部の専門家の採用及び外部機関との円滑な人的交流を推進するため、年俸制などの多様な雇用が可能となる人事制度を整備し、導入する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

産学官連携推進等の社会のニーズに対応するため、責務相反の観点を踏まえ、兼職・兼業のルールを策定する。

部局長等以外の職員の兼職・兼業に関する現行の基準及び取扱いについて、社会のニーズ等を踏まえて、見直しを実施する。

4) 人事評価システムの整備

教職員の人事評価の基準を確立し、サバティカル制度等のインセンティブを付与するシステムを構築する。

教員へのインセンティブ付与の一環として、サバティカル制度の導入を検討する。また、平成19年度に実施した事務系職員の人事評価を検証し、その結果を平成20年度の実施に反映させ、改善を図るといったPDCAサイクルによる制度管理を導入する。また、人事評価を参考に勤勉手当、昇給等におけるインセンティブを付与する。

5) 任期制・公募制の推進と外国人・女性等の採用

各教育研究組織において任期制を検討し、教育研究にとって任期制が有効なものについては導入する。

引き続き、各部局等の実情にあわせて、任期制の導入を推進する。

企画委員会において教員の選考方法を全学的に調整し、公募による選考割合を増加させる。

部局ごとの特殊事情等を考慮しつつ、教員人事委員会において公募による選考を行うよう指導し、公募による選考割合の増加に努める。

平成15年9月現在、外国人教員の割合は0.7%であるが、募集手段・媒体を工夫するなどの措置をとり、有能な外国人の採用に努める。

外国人研究者の就労環境を整備し、教員公募の際の国際公募を推進することにより、有能な外国人の採用に努める。

平成15年9月現在、女性教員の割合は11%であり国立大学の全国平均より高いが、今後とも能力・業績・適性に基づく採用を進める。

平成18年度に策定された熊本大学の「男女共同参画推進基本計画」に基づき、女性が働きやすい就労環境の整備に努めるとともに、学内の意識改革を推進する。

6) 事務職員等の採用・養成・人事交流

優秀な人材確保の観点から、専門性が求められる業務については、選考採用を可能とする制度を導入する。

平成17年度までに中期目標を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

事務職員等の質の向上及び組織の活性化の観点から、文部科学省での勤務や九州地区を中心とした他大学等との人事交流を行う。

「事務職員の人事に関する基本方針（平成20年1月23日学長裁定）」

に基づき、引き続き文部科学省関係機関職員行政実務研修生としての文部科学省での勤務及び九州地区国立大学法人等職員人事交流協定による九州地区を中心とした他大学等との人事交流を継続して行う。

職員の質の向上を図るため、研修制度を充実する。

「事務職員の人事に関する基本方針」及び「事務職員の研修に関する基本方針」に基づき、経験年数別、職階別研修等の研修体系の下で学内研修を行うとともに、外部の団体等が主催する研修の有効活用及び文部科学省等関係機関が実施する実務研修制度を活用する等、能力及び資質の向上に資する高い教育効果を持った実践的な研修を行うとともに、不断の見直しを行い研修制度の充実に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務協議会等を活用して各種事務の見直しを推進し、次の措置を講じる。

各種事務の合理化を行うため、業務内容を分析し、可能なものからアウトソーシングを進める。

平成19年度に設置した事務改革推進室を中心として、各部課等の業務の分析・調査を実施し、内部委託（事務支援センターへ移行）の可能性がある業務及び外部委託の可能性のある業務の選定を逐次進めていく。

各種事務の電子化を進める。

引き続き、各種事務の業務分析を行い、さらに電子化が可能なものについて整備を行い、電子事務局構想を推進する。

企画、執行・管理、サービスのそれぞれの機能に対応した事務組織を編成する。

平成19年度に策定した「事務改革プロジェクト」に基づき、法人経営機能の強化を図るため、法人事業推進本部の設置、総務部、財務部の改編による大学事業部、管理部の設置などを検討する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

科学研究費補助金、受託研究、共同研究、寄附金など外部資金を、中期目標期間中に平成15年度比で25%増加させる。

中期目標期間最終年度（平成21年度）における25%増の目標達成に向けて、外部資金獲得増の方策を検討し、その確実な実施に努める。

研究成果や研究活動の実績を積極的に公開し、大学のシーズと産業界のニーズの結びつけに努め、受託研究及び共同研究を増加させる。

研究シーズ集の更新及び提供の場を増加させ、大学の研究シーズと産業界のニーズを結びつけるための新技術説明会等を開催し、受託研究、共同研究を増加させる。

遺伝子改変マウスの供給等について、国内外からの委託件数を増加させる。
遺伝子改変マウスの供給等について、委託件数を増加させるための取組を

推進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

一般管理費について平成17年度から毎年度1%程度削減する。

平成16年度に作成した「経費の抑制、節減方策に関するアクションプログラム」に基づき、平成20年度節減予定額の実現に努めるとともに、平成21年度における節減項目及び節減予定額を設定する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

マスタープランを踏まえ、施設マネジメントの一環として、次のとおり土地・建物等の資産の効率的な運用を行う。

利用状況を定期的に点検し、企画会議において資産の有効活用のための諸施策を策定する。

PFI事業による施設整備が完了した黒髪南キャンパスについて、室利用状況調査を実施し、これを基に点検・評価を行う。

法人所有の特許権などの知的財産権の増大に努め、民間企業等と共同研究を行い、その実用化を推進する。

引き続き、実用化を踏まえた知的財産の増加に努めるとともに、企業へのマーケティング活動や本学が中心となって行う新技術説明会等の充実を図り、共同研究の増加に努める。

教育研究拠点形成を目指し、共用スペースの確保と支援を行う。

大江キャンパス及び黒髪南キャンパスの室利用状況調査を基に、必要に応じて共用スペースの確保と支援を行う。

土地・建物等の資産の貸付料の改定を行う。

毎年の消費者物価指数等を踏まえながら、土地・建物の貸付料の改定を行う。また、近隣施設を調査し、講義室及び体育館の一時貸付料の改定を行う。

自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

全学的に教育研究等の活動評価及び教員の個人活動評価を3年に1回実施し、フィードバックすることによって改善を行う。

平成19年度の組織評価に基づく改善勧告を踏まえた学部等の組織的な改善の取組とその達成状況について追跡調査を行う。また、引き続き教員個人活動評価を実施する。

組織や教員個人の活動の活性化を促すため、評価結果に基づくインセンティブの導入を推進する。

教員へのインセンティブ付与の一環として、教職員へのサバティカル制度の導入を検討する。

教育研究活動のデータを収集・分析するシステムを整備・充実する。

熊本大学評価データベースを運用するとともに、平成20年度法人評価等

を通じて、収集・分析すべきデータ項目等を精査する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

社会貢献・広報・情報戦略会議において大学情報を分類し、社会のニーズに対応した広報手段を定める。

広報戦略を再構築するために、広報全般の費用対効果を検証する。また、これ迄に実施した熊本大学ブランド化の取組の成果を検証するため、大学ブランドイメージ調査等を参考に自己点検・評価を行う。

ホームページ、広報誌の充実を行う。

ホームページについて、第三者の「大学サイトユーザビリティ調査報告書」等を参考に検証を行い、充実したサイトの構築に努める。また、本学の広報誌「熊大通信」を引き続き制作・発行する。

学外に情報プラザ等を開設する。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

積極的に記者発表を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1) 施設設備の整備

施設整備の長期構想（マスタープラン）を策定し、計画的な整備を行う。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、マスタープランに基づき、文法学部本館、教育学部本館、旧工学部3号館等の計画的な整備を進める。

ユニバーサルデザインや環境保全等の社会的要請に配慮した施設整備を行う。

引き続き、ユニバーサルデザインや環境保全等に配慮した施設整備を推進する。

PFI方式や寄附金等の民間資金導入による施設整備を推進する。

大学生協からの寄附による黒髪南キャンパスの学生食堂の整備を実施する。また、留学生宿舍の民間資金による整備や職員宿舍等の宿舍料を活用した施設整備について、引き続き具体的な検討を行い、実現可能なものから順次

実施していく。

P F I 方式による事業契約を行った「熊本大学（本荘）発生医学研究センター施設整備事業」を確実に推進する。

平成 17 年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その維持管理業務とモニタリングを実施する。

熊本大学（黒髪南）工学部他校舎改修施設整備事業」を P F I 事業として確実に推進する。

平成 19 年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その維持管理業務とモニタリングを実施する。

2) 施設設備の有効活用・維持保全

施設マネジメントを行うための組織とシステムを構築し、施設設備の維持保全と利用に関する点検・評価を行う。

平成 17 年度に策定した改修計画を基に、インフラ（給排水、ガス等）に重点を置いた点検・評価を行う。また、黒髪南キャンパスの室利用状況調査を実施し、点検・評価を行う。

点検・評価に基づき、施設設備を計画的・効率的に維持保全するとともに、スペースを有効に活用する。

平成 17 年度に策定した改修計画を基に、バリアフリーに重点を置いた改修整備を進める。また、大江キャンパスの室利用状況調査を基に、室の効率的な運用を図る。

点検・評価の結果は、マスタープランに反映させる。

平成 19 年度までに中期計画を達成した。

長期間にわたって施設設備を良好で安全な状態に保ち活用するために、教職員、学生の意識の向上を図る。

平成 19 年度までに中期計画を達成した。今後継続して、教職員、学生の意識の向上を図る。

伝統的施設の保存と有効活用を推進する具体的な計画を策定し、順次実施する。

五高記念館、化学実験場（重要文化財）等の保存整備について、熊本県文化課と整備方法等について協議を行い、保存計画案を策定する。また、旧熊本高等工業学校書庫（明治 41 年築、レンガ造）跡について利用計画を策定する。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するための措置

1) 教職員の安全確保等

中央安全衛生委員会、事業場毎の安全衛生委員会、安全管理室等を設置し、

労働安全衛生法を踏まえた安全な職場環境を確保する。

平成19年度の各種測定・検査結果を分析・検討し、安全な職場環境の維持・改善に努める。

R I及び有害物質等のデータベースシステムを構築し、管理を充実させる。

平成19年度までに中期計画を達成した。今後継続して、その確実な実施に努める。

教職員等に対して安全衛生管理に関する教育及び研修を実施する。

新規採用者等に対する安全衛生教育を実施する。また、それ以外の職員についても安全衛生に関する教育及び研修を計画的に実施する。

2) 学生等の安全確保等

施設の定期点検を実施し、必要に応じ改修等を行う。

平成19年度に策定した危機対応マニュアルや『安全の手引き』を継続的に見直すとともに、キャンパス及び施設・設備を点検し、計画的に整備と対策を講じる。

学生等に対して、実験・実習等における危険物取扱い・放射線安全管理・バイオハザード対策等についての安全衛生教育を徹底する。

実技・実験・実習などの各授業形態に対応した安全教育の実施やマニュアルの見直しなど、安全教育及び安全対策を適正に実施するとともに、危険物取扱い・放射線安全管理、バイオハザード対策などについての教育を徹底する。

附属学校園の幼児・児童・生徒に対する安全を確保するため、施設の点検・整備、避難訓練、安全管理マニュアルの見直し・改善を行う。

引き続き、社会の状況や学校の現状を踏まえ、幼児・児童・生徒への適切な安全教育及び安全管理を行う。

前年度の訓練結果等に基づき、引き続き不審者の侵入や災害の発生等を想定した訓練方法を検討して、安全確保に努める。

前年度の実施状況に基づき、安全管理マニュアルの見直しを行う。

前年度の実施状況を分析し、定期的に安全点検を実施するとともに、設備等の整備を行う。

予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

41億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延及び事故の発生等により緊急に必要な対策費として借り入れることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 重要な財産を譲渡する計画

予定なし。

2 担保に供する計画

附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において、剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財	源
・(医病)病棟	総額	施設整備費補助金	(2 , 6 8 0)
・(医病)基幹・環境設備	5 , 8 7 7	船舶建造費補助金	(0)
・小規模改修		長期借入金	(3 , 1 3 9)
・病院特別医療機械 (再開発設備)		国立大学財務・経営センター施設費交付金	(5 8)
・(本荘) 発生医学研究 センター施設整備 事業(PFI)			
・(黒髪南) 工学部他校 舎改修施設整備等 事業(PFI)			

(注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

人事に関する方針

- 1 中長期的な人事計画に基づき適切な人員管理を行うとともに、新規事業等の実施に対応した教職員の計画的・効率的な配置を行う。
- 2 教員の流動性を向上させるため、各教育研究組織において任期制を検討し、任期制が有効なものについては、導入する。
- 3 事務職員等の質の向上及び組織の活性化を図るため、他機関との人事交流を行うとともに研修制度を充実する。

(参考1) 平成20年度の常勤職員数

2,054人

また、任期付職員数の見込みを 60人とする。
(参考2)平成20年度の人件費総額見込み 20,940百万円(退職手当を除く。)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成20年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	16,505
施設整備費補助金	2,680
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	174
国立大学財務・経営センター施設費交付金	58
自己収入	22,022
授業料及び入学金検定料収入	6,198
附属病院収入	15,345
財産処分収入	0
雑収入	479
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	2,451
長期借入金収入	3,139
目的積立金取崩	213
計	47,242
支出	
業務費	28,604
教育研究経費	15,451
診療経費	13,153
一般管理費	6,831
施設整備費	5,877
補助金等	174
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	2,451
長期借入金償還金	3,305
計	47,242

[人件費の見積り]

期間中総額 20,940百万円を支出する。(退職手当を除く。)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額15,416百万円)

(注)「運営費交付金」のうち、平成20年度当初予算額16,273百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額232百万円

(注)「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額45百万円

(注)「施設整備補助金」のうち、平成20年度当初予算額685百万円、前年度(平成18年度補正予算)よりの繰越額627百万円(平成19年度補正予算)よりの繰越額1,368百万円

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	41,002
經常費用	41,002
業務費	35,054
教育研究経費	4,074
診療経費	6,485
受託研究費等	1,433
役員人件費	265
教員人件費	12,722
職員人件費	10,075
一般管理費	2,307
財務費用	655
雑損	0
減価償却費	2,986
臨時損失	0
収入の部	41,088
經常収益	41,088
運営費交付金収益	15,089
授業料収益	4,814
入学金収益	785
検定料収益	165
附属病院収益	15,345
受託研究等収益	1,433
補助金等収益	174
寄附金収益	901
財務収益	1
雑益	478
資産見返運営費交付金等戻入	1,512
資産見返寄附金戻入	59
資産見返物品受贈額戻入	332
臨時利益	0
純利益	86
目的積立金取崩益	213
総利益	299

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	50,200
業務活動による支出	36,138
投資活動による支出	7,799
財務活動による支出	3,305
翌年度への繰越金	2,958
資金収入	50,200
業務活動による収入	40,875
運営費交付金による収入	16,273
授業料及び入学金検定料による収入	6,198
附属病院収入	15,345
受託研究等収入	1,433
補助金等収入	174
寄附金収入	973
その他の収入	479
投資活動による収入	2,738
施設費による収入	2,738
その他の収入	0
財務活動による収入	3,139
前年度よりの繰越金	3,448

別表

(学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数)

文学部	総合人間学科	220人	
	歴史学科	140人	
	文学科	200人	
	コミュニケーション情報学科	120人	
	学部共通(3年次編入)	20人	
	教育学部	小学校教員養成課程	440人
		中学校教員養成課程	280人
		特別支援学校教員養成課程	40人
		養護教諭養成課程	120人
		地域共生社会課程	80人
		生涯スポーツ福祉課程	160人
	法学部	養護学校教員養成課程	40人
		法学科	840人
理学部	学部共通(3年次編入)	20人	
	理学科	760人	
医学部	医学科	600人	
	保健学科	576人	
薬学部	保健学科共通(3年次編入)	32人	
	薬学科	165人	
	創薬・生命薬科学科	105人	
	薬科学科	90人	
工学部	物質生命化学科	326人	
	マテリアル工学科	138人	
	機械システム工学科	291人	
	社会環境工学科	213人	
	建築学科	168人	
	情報電気電子工学科	459人	
	数理工学科	30人	
	環境システム工学科	136人	
	知能生産システム工学科	154人	
	電気システム工学科	86人	
	数理情報システム工学科	78人	
	学部共通(3年次編入)	60人	
	文学研究科(修士課程)	人間科学専攻	7人
		地域科学専攻	10人
		歴史学専攻	10人
言語文学専攻		15人	
教育学研究科(修士課程)	学校教育専攻	10人	
	障害児教育専攻	10人	
	教科教育専攻	68人	
	養護教育専攻	6人	
法学研究科(修士課程)	法学公共政策学専攻	24人	
医学教育部(修士課程)	医科学専攻	40人	
医学教育部(博士課程)	医学専攻	88人	

	生体医科学専攻	78人
	病態制御学専攻	66人
	臨床医科学専攻	93人
	環境社会医学専攻	27人
保健学教育部（修士課程）	保健学専攻	16人
薬学教育部（修士課程）	分子機能薬学専攻	84人
	生命薬科学専攻	54人
薬学教育部（博士課程）	分子機能薬学専攻	54人
	生命薬科学専攻	39人
社会文化科学研究科（修士課程）	公共政策学専攻	13人
	法学専攻	12人
	現代社会人間学専攻	18人
	文化学専攻	18人
社会文化科学研究科（博士課程）	教授システム学専攻	25人
	人間・社会科学専攻	6人
	文化学専攻	14人
	教授システム学専攻	3人
	公共社会政策学専攻	8人
自然科学研究科（修士課程）	理学専攻	200人
	複合新領域科学専攻	24人
	物質生命化学専攻	86人
	マテリアル工学専攻	50人
	機械システム工学専攻	114人
	情報電気電子工学専攻	162人
	社会環境工学専攻	76人
	建築学専攻	72人
自然科学研究科（博士課程）	理学専攻	30人
	複合新領域科学専攻	54人
	産業創造工学専攻	42人
	情報電気電子工学専攻	30人
	環境共生工学専攻	30人
法曹養成研究科(法科大学院の課程)	法曹養成専攻	90人
特別支援教育特別専攻科	知的障害教育専攻	30人
養護教諭特別別科		40人
附属小学校		720人
	学級数	18
附属中学校		480人
	学級数	12
附属特別支援学校	小学部	18人
	学級数	3
	中学部	18人
	学級数	3
	高等部	24人
	学級数	3

附属幼稚園

160人
学級数 5